

新しい制度の児童手当支給額

	第1子、第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～小学生	10,000円	30,000円
中学生	10,000円	30,000円
高校生	10,000円	30,000円

制度改正により新たに申請書・確認書の提出が必要になる場合があります。

申請窓口 子育て支援課（市役所1階10番窓口） ☎8709

提出期限 10月31日（木）まで

※期限を過ぎた場合でも令和7年3月31日までに申請をすれば、支給資格がある場合、新制度が施行される令和6年10月分に遡って支給開始します。

※令和7年4月1日以降に申請された方は、申請があった翌月分からの支給となるので、早めに申請してください。

申請窓口 子育て支援課（市役所1階10番窓口） ☎8709



改正

10月から児童手当制度が変わります

令和6年10月分令和6年12月支給分）から、児童手当制度が改正されます。

9月上旬、申請が必要な可能性のある方に対し申請案内を送付します。

主な改正内容

- 所得制限の撤廃
- 支給対象期間を高校生年代まで延長
- 多子加算（第3子以降）の増額および算定対象の拡充
- 支給月が年6回（偶数月）に変更
- 新規認定申請が必要な方
- 所得上限限度額以上のため、現在児童手当を受給していない方
- 中学生以下の子を養育している方
- 高校生年代の子を養育している方

監護相当・生計費負担についての確認書が必要な方

大学生年代の子を含めて3人以上の児童を養育している方

※ただし、該当する年齢の児童がいても、養育されていない場合（児童自身で生計を立てている）は提出不要です。

申請が不要な方

現在、児童手当（特例給付含む）を受給しており、中学生以下の児童のみを養育している方

申請ができる方（支給資格者）

児童手当支給対象児童を養育する父母等のうち、主たる生計の維持者（所得が高い方）

※公務員の方は勤務先で申請してください。

提出期限 10月31日（木）まで

※期限を過ぎた場合でも令和7年3月31日までに申請をすれば、支給資格がある場合、新制度が施行される令和6年10月分に遡って支給開始します。

※令和7年4月1日以降に申請された方は、申請があった翌月分からの支給となるので、早めに申請してください。

申請窓口 子育て支援課（市役所1階10番窓口） ☎8709



第47回 約35,000人が来場 加西サイサイまつり



「第47回加西サイサイまつり」が8月3日、4日に市役所駐車場で開催されました。

3日の前夜祭では、「ファミリーのど自慢大会」を開催しオープニングを盛り上げました。また、ゲストライブでは、シンガーソングライター「オカダユータ」が出演し、会場を訪れた約3千人が美声に聴き入りました。

4日の本祭は、南・東の2カ所のステージで市民団体などパフォーマーによる躍動感ある演舞を披露していただきました。今年のテーマ「We are Kasai Family」感情120%の夏家族」のもと、北条高校吹奏楽部、播州加西あばれ太鼓、加西サイサイ囃子、加西音頭などの演奏で大いに盛り上げられました。毎年好評のおげげ屋敷は、今年もチケットが早々に売り切れるという大人気のコーナーでした。

まつりのフィナーレでは千発の花火が加西の夜空を彩り、会場は大いににぎわいました。

問合せ先 加西サイサイまつり祭典委員会事務局 ☎8756

1 1,000発の花火 2 ゲストライブ オカダユータ 3 STEPUP CREW 4 キッチンカーブース 5 ゲストライブ #KTちゃん 6 加西音頭 7 北条高校吹奏楽部 8 ファミリーのど自慢大会

お知らせ

女性消防団を結成しました



女性消防団の皆さんと高橋市長（前列中央）

加西市消防団では、地域の防火・防災における女性視点での取り組みを進めるため、女性消防団（愛称：KASAI Fairies）を結成しました。主な活動としては、火災予防の広報活動、応急手当の普及啓発活動などに取り組んでいきます。リーダーの西脇亜季沙さん（玉野町）は、「発足してまだ数カ月ですが、私達5人は協力し合い全力で活動しています。女性消防団を一緒にやりましょう」と語りました。

問合せ先 防災課 ☎8751

免除

産前産後期間の国民年金保険料免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は3カ月前から6カ月間）の国民年金保険料が免除され、満額納付済として扱われます。さらに、産前産後免除期間は付加保険料を納付することができます。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産された方を含みます）。

対象者 国民年金第1号被保険者の方

届出時期 出産予定日の6カ月前から届出可

届出先 市民課（1階5番窓口）

必要なもの 年金手帳または基礎年金番号通知書、母子健康手帳（出産前に手続きをする場合）

問合せ先 市民課 ☎8722

加古川年金事務所 ☎079・427・4740

国民健康保険税の減免

国民健康保険被保険者の方で、令和5年11月1日以降に出生された方に、産前産後の国民健康保険税が免除される制度があります。

問合せ先 国保医療課 ☎8721

